

西荻に広い道路は似合わない！



STOP !
都市計画道路 132 号線



「132号線拡張に反対する沿道住民の会」
を結成しました！ ぜひご入会ください
(すでに、多数の方が参加されています)

道路事業に反対して、沿道住民は連携しましょう

用地説明会→個別折衝がはじまります



個別交渉には応じないで
団体交渉で事業の中止を！

お知らせ
です

「132号線拡張に反対する沿道住民の会」結成集会

- 日時** 7月28日(火曜日) PM 7時30分～9時30分
- 場所** 遊空間がぞびい(1F・黄色いドア入口) 西荻北5丁目9-12 2F
- 内容** 「会」結成の目的、今後の行動について、これからの事業の流れ、区の動向、132号線の違法性について、地権者・借家人の権利について、など
- 助者言** 熊本一規明治学院大学名誉教授、三浦佑哉弁護士、杉並区議会議員

*今止めないと、事業はどんどん進んでしまいます。第1期区間に入っていない商店の方も、周辺住民の方々も、ぜひご参加ください。みんなで西荻の街を守りましょう。

*コロナ対策のため、ご参加の方は事前に下記<連絡先>までお申込みください。マスクの着用をお願いします。飲料はご持参を。手の消毒などは用意します。

最近の動き

・5/1 「用地説明会を中止して個別交渉する」区の方針に対して意見書提出
・5/5 東京都が「コロナ対策に集中し優先順位事業の延期又は中止を」の依命通達を出す
・5/11 区長宛「コロナ禍で 132 号線凍結・中止を」の要請書提出。同様に 5/28 区議会に陳情
・5/19 東京都へ要請書提出 (41 団体と)
・6/10 杉並区役所前で宣伝行動
・6/14 ~ [沿道住民の会]おさそい行動へ。

署名 5,888 筆

(2020.7 月現在)

NO! とさえ、
(押印しなければ)
工事は次に進み
ません!



西荻窪の道路拡張を考える会

<連絡先> 杉並区西荻北5丁目9-12 中野 (3395-2473 月曜日) 9-11 加川 (5938-8107 水曜日)
9-1 原口 (080-6775-1832 金曜日)

ブログ <http://blog.goo.ne.jp/ndk> メール nishiogi@jcom.zaq.ne.jp ツイッター @nishiogi132

132号線の事業認可は、適正手続き(公聴会の開催、利害関係人の意見書提出など)の欠如で、憲法31条に違反しています。

Q&A

Q 132号線の道路拡張は、いつ、どうやって決められたのですか？

A 昭和22年(73年前)の戦後復興期に、2路線を決めて、その後昭和41年(54年前)の高度成長期に1路線に計画変更しています。

Q 青梅街道から五日市街道まで直進でなく迂回した計画になっています。神明通りを左折する車と駅までの一方通行車の接点になるクランク地点は危険です。どうしてそんな変な計画になったのでしょうか？

A 区長によると、「当時の政治力学によって決まった」そうですよ。

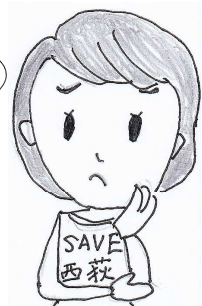
Q 政治の駆け引きで決めて、住んでいる人たちの意見を聞かないなんて、ひどいですね！

A 昭和41年当時の旧都市計画法というのは、なんと大正8年(今から100年も前)の大日本帝国憲法時代、「お上が決めて民が従う」時代に決められた法律なんです。

Q そんな大昔の法律で計画決定されていたなんて驚きです！でも現在の都市計画法には、住民への「告知・聴聞」を行わなければならないと書かれているんですよ。

A そうです。新しい憲法に則って、昭和43年には都市計画法が改正され、公聴会や住民からの意見書の提出、意見にもとづく審議会での審議がされることになっています。

考えてみよう！



<新都市計画法>

- ・16条 案作成時に公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置。
- ・17条 案決定時に住民及び利害関係人の意見書提出。
- ・18,19条 都市計画決定には、都市計画審議会の議を経なければならない。

Q それなら132号線を事業化するとき、行政は一方的な「説明」だけでなくちゃんと手続きを踏んで住民の意見を聞かなくてはいけないのではないですか？

A ところが、都市計画法が改正されたときに、「都市計画法施行法」という法律ができて、2条に「旧法での決定は、新法での決定とみなす」と記されているから、「告知・聴聞」をしなくても違法ではない、と行政は言っているのです。これはおかしいです。

Q 告知・聴聞の機会は憲法で保障されていますよね。住民の意見を聞かないのは、憲法にも民主主義にも反しますね。

A 明らかに「適正手続きの保障」を定めた憲法31条に違反していますよ。

施行法の2条は効力を有しません。

なぜなら憲法98条には「憲法は国の最高法規であるから、その条規に反する法律等は効力をもたない」と規定されているのです。

さらに、財産権の侵害にもあたります。

国交省の都市計画運用指針には、「都市計画法上の手続きは、国民の財産権が一方的に侵害されないよう担保するための最低限の手続きであるから、条例によって手続きを簡素化することは許されない」と記されています。

「聴聞の機会」を一切設けていない旧法下の都市計画決定→事業化の手続きは憲法31条、憲法29条に違反しています。

* 法律の部分は、熊本一規明治学院大学名誉教授の助言を得ました。

<憲法31条>

何人も法律の定める手続きによらなければ、その生命若しくは自由を奪われぬ。

* 刑事手続きだけでなく行政手続きにも適用

<憲法29条>

1項 財産権は侵してはならない。2項 財産権の内容は、公共の福祉に適合するように法律でこれを定める 3項 私有財産は正当な補償の下に、公共のために用いることができる。

